

三芳町きれいにする条例、施行規則（案）に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件： 三芳町をきれいにする条例、施行規則（案）		
担当課：環境課	電話：049-258-0019（内線 216） FAX：049-274-1013 E-mail：kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	2 件（うち同一の意見 1 件）	
対 応 状 況	原案の修正部分 なし	
提出された意見等	対応方針	町の考え方
<p>私は、たばこ文化やたばこの歴史を次世代につなげることを目的とした「彩の国たばこ愛好会」の会員です。会では文化や歴史のみならず、喫煙者のマナー向上活動を実施しています。その一環として埼玉県内の主要駅頭で年間 7 回程度清掃活動を行っています。</p> <p>清掃活動をして感じるのは、以前と比べてたばこの吸殻の数が減ってきていることです。でも、灰皿がない、ゴミ箱がない地区ではたばこや空き缶のポイ捨てが目立ちます。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、条例の趣旨に基づく施策事業を進めてまいります。</p>	<p>「路上喫煙禁止区域の指定」については、指定を予定する地域の住民や関係団体の意見を聴くものとしています。また指定区域内の喫煙場所の整備についても、その区域の実情に応じて協議を図っていきたいと考えています。</p>

<p>街をきれいにするこ とは大賛成であり、条例 の趣旨に賛同します。た だ、条例を制定される際 には、喫煙禁止エリアを 指定される前に、ぜひ喫 煙場所の設置をお願い したいと思います。</p>		
<p>三芳町と管轄する埼玉西たばこ商業協同組合では、東上線や西武線の主要駅頭を中心に年間22回の清掃活動を実施し、歩行喫煙やポイ捨てるの禁止等喫煙者のマナー向上を呼び掛けながら町をきれいにする活動を何年も続けております。</p> <p>清掃活動を続けていて感じる事は、「以前に比べ吸殻の落ちているのが大変減ってきていること」「灰皿やごみ箱のないエリアでは、たばこのポイ捨てるが多い」町をきれいにするこ とは大賛成ですが、条例を制定する際には、喫煙禁止エリアを指定される前に、是非喫煙場所の設</p>	<p>上記対応方針と同様</p>	<p>上記町の考え方と同様</p>

置をお願いします。		
-----------	--	--